

練馬区立少年自然の家条例

昭和59年12月12日

条例第50号

最近改正 平成14年3月19日条例第47号

(目的)

第1条 この条例は、練馬区立少年自然の家（以下「少年自然の家」という。）の設置、管理および利用について必要な事項を定めることにより、すぐれた自然環境の中での集団生活を通して、明日を担う少年の豊かな情操と自立・協同の精神を養い、もって創意と活力あふれた人間形成を図るとともに、あわせて区民の健全な余暇利用を促進することを目的とする。

(名称および位置)

第2条 少年自然の家の名称および位置は、つぎのとおりとする。

名称	位置
練馬区立軽井沢少年自然の家	長野県北佐久郡軽井沢町大字追分字浅間山
練馬区立下田少年自然の家	静岡県下田市須崎73番地
練馬区立武石少年自然の家	長野県小県郡武石村大字上本入字内の山2469番地
練馬区立岩井少年自然の家	千葉県安房郡富山町久枝字仙水837番地

(利用)

第3条 少年自然の家は、つぎの各号の一に該当する場合に利用することができる。

- (1) 区内の少年団体が、自然観察、野外活動、スポーツ活動等を行うとき（引率者のいる場合に限る。）、
- (2) 区立の小学校または中学校が児童または生徒の教育活動を行うとき、
- (3) 区内に在住、在勤または在学する者が余暇活動を行うとき、
- (4) 前3号に掲げるもののほか、練馬区教育委員会（以下「委員会」という。）が適当と認めるとき。

(利用期間)

第4条 少年自然の家は、1年を通して利用することができる。ただし、施設の工事その他の理由により少年自然の家を利用することが困難であると委員会が認めるときは、この限りでない。

(利用手続等)

第5条 少年自然の家を利用しようとする者は、練馬区教育委員会規則（以下「規則」という。）で定めるところにより委員会に申請し、その承認を受けなければならない。

2 委員会は、前項の承認に際し、必要な条件を付けることができる。

(利用の不承認)

第6条 委員会は、つぎの各号の一に該当する場合は、前条の利用の承認をしない。

- (1) 公の秩序または善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき、
- (2) 営利を目的とするおそれがあると認められるとき。

(3) 少年自然の家の管理上支障があると認められるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、委員会が利用を不適当と認めたとき。

(使用料)

第7条 少年自然の家の利用の承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

(使用料の減免)

第8条 委員会は、特別の理由があると認めたときは、前条の使用料を減額し、または免除することができる。

(使用料の不還付)

第9条 既納の使用料は、還付しない。ただし、委員会が特別の理由があると認めるときは、その全部または一部を還付することができる。

(利用権の譲渡等の禁止)

第10条 利用者は、少年自然の家を利用する権利を他人に譲渡し、または転貸してはならない。

(利用承認の取消し等)

第11条 委員会は、つぎの各号の一に該当する場合は、利用の承認を取り消し、または利用を制限もしくは停止することができる。

(1) この条例または規則の規定に違反したとき。

(2) 利用条件に違反したとき。

(3) 委員会の指示に従わなかったとき。

(4) 災害その他の理由により少年自然の家の利用ができなくなったとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、委員会が特に必要があると認めたとき。

(原状回復の義務)

第12条 利用者は、少年自然の家の利用を終了したときは、直ちに原状に回復しなければならない。前条の規定により利用の承認を取り消され、または利用を停止されたときも同様とする。

(損害賠償の義務)

第13条 利用者は、少年自然の家の利用に際し、施設等に損害を与えたときは、委員会が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、委員会は、やむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、または免除することができる。

(委任)

第14条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、昭和60年4月1日から施行する。ただし、第5条から第11条までの規定は、同年1月1日から施行する。

付 則（平成元年10月条例第53号）

1 この条例は、平成2年4月1日から施行する。ただし、第3条、第7条および別表の改正規定は、平成2年1月1日から施行する。

2 この条例による改正後の練馬区立少年自然の家条例第3条、第7条および別表の規定は、平成2年4月1日以後に利用を開始するものについて適用し、同年3月31日以前に利用を開始するものについては、なお従前の例による。

3 練馬区立学校校外施設条例（昭和46年7月練馬区条例第18号）は、廃止する。

付 則（平成9年3月条例第22号）

1 この条例は、公布の日から施行する。

練馬区立少年自然の家条例

- 2 この条例による改正後の練馬区立少年自然の家条例別表に規定する使用料については、平成9年7月1日以後の利用に係る分について適用し、同年6月30日以前の利用に係る分については、なお従前の例による。

付 則（平成14年3月条例第47号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
 2 この条例による改正後の練馬区立少年自然の家条例別表に規定する使用料については、平成14年7月1日以後の利用に係る分について適用し、同年6月30日以前の利用に係る分については、なお従前の例による。

別表（第7条関係）

種別	利用区分		使用料	
宿泊施設	学齢前の者	宿泊、休憩とも	無料	
	小学生または中学生	宿泊	1人1泊につき	750円
		休憩	1人につき	250円
	一般	宿泊	1人1泊につき	1,500円
		休憩	1人につき	500円
	65歳以上75歳未満の者	宿泊	1人1泊につき	750円
		休憩	1人につき	250円
	75歳以上の者	宿泊、休憩とも	無料	
	身体障害者、知的障害者または精神障害者（介助者を含む。）	宿泊	1人1泊につき	750円
		休憩	1人につき	250円
体育施設その他の施設	体育館	1時間	1,100円	
	軽井沢グランドA	1時間	1,500円	
	軽井沢グランドB	1時間	1,500円	
	武石グランド	1時間	900円	
	岩井グランドA	1時間	1,400円	
	岩井グランドB	1時間	1,400円	
	テニスコート	1時間（1面）	800円	
	軽井沢研修室	1時間	900円	
	武石研修室	1時間	700円	
	岩井研修室	1時間	900円	
スキー用具	板	一式	300円	
	靴	一式	100円	
	ストック	一式	100円	

備考

- 1 個室を利用する場合は、宿泊施設使用料のほかに、別途個室使用料を納付するものとする。個室使用料の額は、つぎの表のとおりとする。

施設	利用区分		使用料
軽井沢少年自然の家	定員3人	1室1泊につき	3,000円
	定員4人	1室1泊につき	4,000円

練馬区立少年自然の家条例

下田少年自然の家	定員4人	1室1泊につき	1,000円
武石少年自然の家本館	定員3人	1室1泊につき	3,000円
武石少年自然の家新館	定員3人	1室1泊につき	3,000円
	定員4人	1室1泊につき	4,000円
岩井少年自然の家	定員3人	1室1泊につき	3,000円
	定員4人	1室1泊につき	4,000円

- 2 学齢前の者が宿泊施設を利用する場合において、寝具を利用するときは、小学生または中学生の使用料相当額を納付するものとする。
- 3 スキー用具の使用料の単位は、午前、午後それぞれの区分を1単位とし、区内に在住または在学する中学生以下の者が利用するときは、無料とする。
- 4 区内に在住、在勤または在学する者以外の者が利用するときの使用料は、この表（備考1の表を含む。）に規定する使用料の2倍に相当する額とする。ただし、区内に在住、在勤または在学する者以外の者が65歳以上の者または身体障害者、知的障害者もしくは精神障害者（介助者を含む。）である場合における宿泊施設使用料は、この表に規定する一般の宿泊施設使用料の2倍に相当する額とする。